

令和8年3月

受講生各位

LEC 東京リーガルマインド
不動産鑑定士課

**「2026 必修論点総ざらいテキスト 民法」
誤植等の訂正**

拝啓 時下ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

この度、「2026 必修論点総ざらいテキスト 民法」におきまして、下記の誤植が発生いたしました。深くお詫び申し上げますとともに、大変お手数をおかけいたしますが、当訂正表を参照の上、訂正の程何卒よろしくお願いいたします。

2026 必修論点総ざらい講座 民法

頁・行	訂正前	訂正後
130～131 頁 解答例 設問(2)について	<p>(1) したがって、売主は隣家からの類焼で家屋が焼失し、債務者の責めに帰すべからざる事由により履行不能が生じているから、買主は、反対債務の履行（2,000万円）を拒絶することができる（536条1項）。</p> <p>よって、Bは、売買代金2,000万円を拒絶することができる。</p> <p><u>(2) また、買主は、契約を解除することもできる（542条1項1号）。</u></p> <p><u>このとき、双方の債務が消滅するから、Bは500万円の損害賠償のみを請求できる。</u></p> <p><u>(3) よって、Bは代金を支払う必要はなく、500万円の損害賠償のみを請求できる。</u></p>	削除

今後このような不備が生じないよう、スタッフ一同努力してまいりますので、何卒よろしくお願いいたします。

敬具



FU26349